

Let's have a break!

国際特別委員会

公的年金税制の比較

金融庁の報告書を発端とする老後2,000万円問題が話題になる等、日本では現在公的年金制度についての議論が本格化しています。現役世代として年金保険料を納付する側であれば、将来どれくらいの年金が受給できるのかは大変気になるところでしょう。しかし、今回はそういった不安は一旦置いておいて、主要国において公的年金税制がどのような仕組みになっているのかを見ていきたいと思います。

まず日本の公的年金税制についてですが、年金保険料の拠出段階では、本人負担分は全額所得控除（社会保険料控除）を受けることができます。そして、年金の給付段階では、公的年金等控除の適用を受けることができ、控除額を超えた分だけが所得税の課税対象となります。実務においては、当たり前とも言える取り扱いですが、外国の税制は異なる点も多いようです。

例えば、アメリカでは給付段階において一定額の控除が認められるものの、拠出段階での控除は

認められていません。また、イギリスでは拠出段階、給付段階ともに控除は認められていません。ドイツ、フランスにおいても、給付段階における控除額が日本よりも少なく、課税対象となる部分が多くなっています。このような取り扱いと比較してみると、日本は外国と比べて年金に対する課税が十分ではないとも考えられます。

平成30年度税制改正において、公的年金等控除額の引き下げが決まりましたが、その背景には上述したような外国との比較もあるのかもしれない。今後の税制改正において、更なる変更が加えられる可能性もありそうです。

【参考文献】

財務省

「所得税など（個人所得課税）に関する資料」

（国際特別委員 梅津敏弘）